

## 令和7年第3回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

○開会期日 令和7年9月11日午前8時57分

---

○会議の場所 上富田町議会議事堂

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	井 溪 港 斗	2番	栗 田 八 郎
3番	平 田 美 穂	4番	松 井 孝 恵
5番	山 本 哲 也	6番	正 垣 耕 平
7番	家根谷 美智子	8番	中 井 照 恵
9番	吉 本 和 広	10番	谷 端 清
11番	樺 木 正 行	12番	大 石 哲 雄

---

欠席議員（なし）

---

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 笠松昭宏 主幹 山根愛

---

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町 長	奥 田 誠	副 町 長	山 本 敏 章
教 育 長	宮 内 一 裕	会計管理者	樺 山 裕 子
総務課長	十 河 貴 子	総務課副課長	目 良 大 敏
振興課長	芝 健 治	振興課副課長	山 根 康 生
税務課長	三 浦 誠	税務課副課長	小 倉 一 仁
住民課長	笠 松 由 希	住民課副課長	木 村 弘 行
福祉課長	木 村 陽 子	福祉課副課長	平 岩 晃
福祉課副課長	出 羽 正 典	長寿課長	宮 本 真 里
建設課長	谷 本 和 久	建設課副課長	樺 本 貴 寿

上下水道課長	谷 本 誠	上下水道課 副 課 長	陸 平 将 史
教育委員会 事務局長	瀬 田 和 哉	教育委員会 事務局副局長	吉 田 忠 弘
教育委員会 事務局学校 給食センター 所 長	芦 口 正 史	監 査 委 員	大 石 哲 雄

---

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 64 号 上富田町議会議員及び上富田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第 65 号 町長等の給与の減額支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 66 号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 67 号 上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 68 号 上富田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 69 号 令和 7 年度上富田町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 7 議案第 70 号 令和 7 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 71 号 令和 7 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 72 号 令和 7 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 請願第 1 号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書を政府に提出することの請願（総務文教常任委員長報告）
- 日程第 11 発委第 3 号 刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書（案）
- 日程第 12 議員派遣の件について
- 日程第 13 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申出について

△開　　会　　午前8時57分

○議長（松井孝恵）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第3回上富田町議会定例会第3日目を開会いたします。

本日も、上着を取っていただいて結構です。当局の方も、上着を取っていただいて結構です。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

各議案の賛否の際、原則として起立でありますが、樋木議員より挙手の申出がありましたので、これを許可いたします。

---

△日程第1　議案第64号～日程第9　議案第72号

○議長（松井孝恵）

日程第1　議案第64号、上富田町議会議員及び上富田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例から、日程第9　議案第72号、令和7年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）まで、9件を一括議題といたします。

---

△日程第1　議案第64号

○議長（松井孝恵）

日程第1　議案第64号、上富田町議会議員及び上富田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第64号、上富田町議会議員及び上富田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## △日程第2 議案第65号

○議長（松井孝恵）

日程第2 議案第65号、町長等の給与の減額支給に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（松井孝恵）

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

少し疑問があるのでお聞きします。

前回の土地をめぐる処分については、町長副町長とともに10分の1という、100分の10ですかね、の処分であったと思うんですけども、今回は、町長が100分の10で副町長が100分の5ということになっているんですけれども、こうした理由についてお聞かせ願えますか。

○議長（松井孝恵）

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

この令和7年6月に判明した、令和5年度社会保障税番号システム整備補助金に係る不適正な事務処理により私たちの処分を決めました。

その部分につきましては、私の政治判断として、私は100分の10、副町長を100分の5に減額することを、政治判断として決めましたのでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

すみません、前回はほかの地域の状況がこうなっているから、100分の10にしたというような説明があったんですけれども、今回は別にどこかの自治体の例とか先例を見て、それと同じように判断したということではないということですか。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

その部分につきましても、よその事案も全部勘案した中で、こういう形で100分の10と100分の5にしたというわけでございます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

そしたら、多くの自治体がやはり、町長と副町長の責任の度合いは違うということで、こういうふうに差を設けているところが多いということで理解したらよろしいですか。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

全部の自治体がそういうわけじゃありませんけれども、前の事案があったところの自治体のところを見た中では、副町長より町長のほうが減額しているというところがありますので、その分で政治判断としてやりました。

以上です。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございませんか。

5番、山本哲也君。

○5番（山本哲也）

今年に入って、既に別件で減給処分が行われています。

町政トップとして、2度続けて減給処分に至ることの責任をどう受け止めいらっしゃいますか。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

今回で2度目になりますので、私と副町長につきましては、厳重な注意が必要だと私自身思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

今回の損害額は286万円に上ります。

町長の減給は1か月1割のことですが、今おっしゃいましたように、厳重な注意というのであれば、この減給額で町民が納得できると本当にお考えですか。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

町民の皆様には大変ご迷惑をおかけしたことについても十分反省をしております。この部分につきましても、政治判断として私の減給と副町長の減給を提案したところでございます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

その額で理解が得られるというお考えだと思うんですけども、減給1か月1割、数万円で町民の理解が得られると考える根拠は何ですか。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

先ほど吉本議員にもお答えしましたが、別の事案があるところもこういう形で減給をしてございますので、私自身の政治判断として決めましたのでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

まず、反対討論の発言を許可いたします。

5番、山本哲也君。

○5番（山本哲也）

議長のお許しを得ましたので、ただいま議題となっております、議案第65号に対し、反対の立場から討論いたします。

まず、議員の皆さんに問いかかけたいです。町民の大切な税金286万円が損なわれたこと、この重大な事案に対して、本当に1か月1割減給で、町民の理解が得られるとお考えでしょうか。今年に入り、町長は既に一度減給処分を受けています。そして再び不祥事が発生し、またもや減給で済ませる、この繰り返しで果たして町政への信頼は回復するでしょうか。町民から見れば、またかと落胆し、けじめが甘過ぎると憤りを覚えるのではないでしょうか。

さらに、今回の件では発覚から公表まで約2か月も要し、その間、議会には一切説明がありませんでした。議会は町民の代表です。その代表を軽んじ、紙1枚を配付しただけで報告を行ったとする姿勢自体が町民を軽視することにつながっています。ここで私たち議員が1か月1割減を認めるならば、それは、この程度でいいと議会自身が追認したことになります。町民に対し、議会が甘い判断を下したと受け取られかねません。だからこそ、私はこの条例案に断固として反対します。町政の信頼を取り戻すためには、もっと重い責任の取り方が必要だと考えるからです。どうか皆さんにもぜひ一度立ち止まっていただきたい。この対応で本当に町民の納得が得られるのか。議会として責任を果たしていると胸を張れるのか。私はその答えは非であると強く申し上げ、討論を終わりります。

○議長（松井孝恵）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第65号、町長等の給料の減額支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり、決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第3 議案第66号

○議長（松井孝恵）

日程第3 議案第66号、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第66号、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり、決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第4 議案第67号

○議長（松井孝恵）

日程第4 議案第67号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第67号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり、決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第5 議案第68号

○議長（松井孝恵）

日程第5 議案第68号、上富田町税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第68号、上富田町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり、決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第6 議案第69号

○議長（松井孝恵）

日程第6 議案第69号、令和7年度上富田町一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

まず、歳出から行います。

94ページから109ページまでの一括でお願いいたします。

質疑ございませんか。

9番、吉本和広君。

(「別のところは3回聞けますよね、1か所3回」と吉本議員呼ぶ)

○議長（松井孝恵）

そうですよ。分かりやすいように一つずつ質問してくれるとありがたいです。

○9番（吉本和広）

95ページの上富田町スポーツクラブ育成プロジェクト補助金について質疑します。

これは企業版ふるさと納税で、上富田を含め白浜等の中学生のサッカーチームと、大人の野球のチーム、ちょっとチーム名忘れましたが、野球のチーム等への交通費等の補助をしてると前に伺ったんですが、今地域スポーツは中学校の柔道部であったり、野球部であったり、バトミントン部等が地域スポーツに移行していると思うんですね。このことから考えると、上富田町がやっぱり地域スポーツをするというプロジェクトをちゃんと、普通企業版ふるさと納税というのは、そういう方針を持って、その方針に基づいて、そういうスポーツクラブに支援をしていくというのが大体どこの地域でも、企業版ふるさと納税の取組だというふうに思うのですが、こういう何か、2つのクラブだけに

指定してするというような形が、本来のふるさと納税のことなのかなという、ちょっと疑問があるわけです。

やっぱり今学校のクラブから地域クラブになって、今まで県大会や近畿大会とか行く場合は、PTAの会費としてもスポーツ振興費というのは学校へ払っていましたけれども、それ以外に上富田町から補助金があって、それと併せて県大会へ行ったり、近畿大会へ行く場合は補正予算で町からの補助金も上乗せして試合へ行ったりとかということをされていたと思うんですけども、今柔道の指導者の方とか野球の、地域移行して中学校の野球部の元顧問の方、今も関わっておられますけれども、そういう方たちというのは、学校から何ももらうわけでもなく、試合へ行ったりということで、経済的に大変だ、地域移行しなければよかったというような意見も出ている中で、やはりこういう予算というのは、そういうところへも使うべきプロジェクトとしてしなければならないというような、そういう考えはないのかという点と、今地域移行したクラブにもこの中のお金を分配するというのか、遠征に行く、県大会、近畿大会に行くというときにはやはりこういうところから援助するというような方針を持つべきではないのか。その辺ちょっとお伺いできますか。

○議長（松井孝恵）

振興課長、芝健治君。

○振興課長（芝 健治）

いくつかご質疑いただきましたのでお答えいたします。

かなりちょっと、多岐にわたってくるのですが、まずはスポーツクラブ育成プロジェクト補助金についてなんですが、これについては、令和6年9月3日付でスポーツを通じた地域活性化における協定書というものを南紀オレンジサンライズFCと和歌山ウェイブスと協定締結をいたしました。このチームに対するプロジェクト補助金ということで補助をしているものでございまして、いわゆる青少年のスポーツ大会の誘致等についてはまた別の科目、項目になるということを申し上げます。

それから、企業版ふるさと納税なんですけれども、基本的には企業さんのご厚志で頂くという形でなっております。今回、この100万円については、みなべ町内のある電気工事事業者から、このスポーツクラブ活動に対するご厚志により頂戴をしたところでございます。

それから、私どもはこの間も近隣の市町のほうで、ある紹介もあって企業版ふるさと納税をご寄付しますよといった事業者さんがありまして、営業といいますか、ご挨拶に行つたんですけども、そのときは、これまで企業版ふるさと納税として、例えば大人の社会塾であったりとか、このようなスポーツクラブ育成プロジェクトであったりとか、

あるいはクマイチであったりとか、そういうことがありますよといった、チラシなり、あるいはホームページを写したものなどをお示しして、こういうふうな実績がありますよと、あとはどういうふうなものに使うかについては企業の方にお任せしますよと、そういう形でお願いをしております。

あと、地域移行等々のお話もありましたけれども、これについては、当然企業版ふるさと納税というところを活用するのであれば、まずはその企業さんがどこに使うのかという企業の意思、そして受入れ体制等々もあるかと思います。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

私は、これは好きではないんですけども、地域移行するときに企業からの寄付等をも募って地域移行の資金を作っていくということが言われていますよね。地域移行に当たって。そういうものも活用ということを言われていると思います、私が読んだ文章でも。

ですから、何かもう限られたのことというようなことを町がするのではなく、地域のスポーツを振興するというプロジェクトをもって、それに当たるようなものについて、ご寄付を願いたいというふうな方針を持って募っていくというのが、本来ではないのかなと思うんです。そうでないと、例えば私が会社をやっていて、私の息子がサッカーをしていて、サッカーに力入れたいからと言って、100万円を現金で渡すよりもふるさと納税でこのスポーツに使ってくれって言ったら、10万円の寄付で100万円、10万円の税負担で100万円寄付できるということになるわけですね。

ですから、やっぱりそういう地域のスポーツを幅広く支援するんだという方針を町が持って、その中にはこういうものがあって、それに対して寄付を募集するという、全国でもそういう取組をされていると思うんですけども。やっぱりそういうものに改めるべきではないんでしょうか。こちら側からこの事業に寄付する側が指定したら、もうそれだというような、何かそういうやり方って果たして公平なのかなという気が物すごくするんですが、その辺いかがですか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

お答えいたします。

ちょっとこの100万円のスポーツクラブ育成プロジェクト補助金のご質疑とはちょ

っと逸れてしまうのですが、まずは申し上げたいのは、そのようなプロジェクトをこしらえるべきではないのか、その点につきましては、やはりこの企業版ふるさと納税というのは基本的に上富田町の地域再生計画に基づくものであります。つまり、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で謳っていく必要がありますので、その点については、また今後の研究課題ではないのかと思いますし、まずは、しかるべき担当は教育委員会になりますので、そちらのほうでもご検討なされるかと思います。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

そしたら、教育委員会ともこの地域スポーツのことについては国も方針持っていると思うんで、やはり広い観点で地域のスポーツクラブをどう支援するのかという観点も含めて今後検討していただけるというふうに解してよろしいですか。

○議長（松井孝恵）

答弁願います。芝君。

○振興課長（芝 健治）

本件は負担金補助及び交付金、上富田町スポーツクラブ育成プロジェクト補助金についてのご質疑ということでございますので、この点についてはもうこれ以上はお答えできません。

以上です。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございますか。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

すみません、103ページの委託料、ちょっとパソコンのところに打っていたんすけれども、蓋を閉じたらまたあれになったんで、ちょっと口頭でもうさせていただきます。

これは、スポーツ観光促進事業、これも企業版ふるさと納税なのでしょうかというのが1点です。

それともう一つは、町としては、スポーツ観光促進事業というのを指定管理者に対して、委託料の中で町の予算としては払っていないと思うんですけれども払っていませんかというのと、この促進委託料は200万円ですけれども、具体的にどういう活動をするように町から、ウエルネスさんですかね、ウエルネスさんに200万円の事業、具体

的な200万円の事業というのはどういうものとして200万円費用がかかるというふうにした、具体的な委託した内容というのはどういうものなのか教えていただけますか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

ご質疑にお答えいたします。

この委託料については企業版ふるさと納税を財源としております。この200万円についてはまず1点は湯浅町を本社とする小売業者さん、もう一つは、海南市を本社とする掃除用品の製造販売業者さん、この2業者から100万円ずつ、このスポーツ観光促進事業に対してのご厚意により頂戴をいたしたものでございます。

この例については、南紀ウェルネスツーリズム協議会と上富田町との間でスポーツ観光促進事業業務委託契約というものを締結させていただくということになるかと思います。

業務内容については、スポーツ観光、大会、合宿誘致の促進、町のイメージアップのイベントの企画運営、その他目的達成のために必要な業務としております。具体的に言いましたら、ちょっと先ほども説明をいたしましたけれども、野球のリトルリーグとか少年サッカー、中学生・高校生のラグビー大会、そういったものの誘致、開催、それによって、県外・県内のチームの交流大会を開催すると、そういったものでございます。

具体的にどんなものでと、今申し上げました大会を開催するに当たって、例えばメダル代であったり、参加費、その他諸々の運営に係る経費等々について使っていただくと。これによって地域の経済的メリットをはじめ当地域の青少年の健全な育成を図ることができると、そういったものでございます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

たくさんある中で、ウェルネスさんのほうで200万円の部分を決めて執行しているというふうに考えてよろしいんですか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

お答えします。

本町の意向も踏まえまして、やはり上富田町内の青少年の健全な育成というところも

踏まえて、ウエルネスさんにはそれなりの助言をさせていただいておりますが、基本的にウエルネスさんのほうで、かなり汗をかいて企画運営等々をしていただいております。以上です。

○議長（松井孝恵）

よろしいですか。

吉本君。

○9番（吉本和広）

そしたら決算の際には、この200万円がどう使われたかという具体的な項目についての報告があるということですね。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

今回予算案でございますので、来年度の決算においては当然こういうふうに使われましたということについては詳細の説明を行うのは当然のことだと思います。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございませんか。

6番、正垣耕平君。

○6番（正垣耕平）

同じく103ページのスポーツセンター等管理費委託料の水質検査委託料のところで、先日の吉本議員の一般質問でも細かく聞いていただいたところなんですが、ちょっと私も聞き漏れがあったのとちょっと整理したいというところがあつての質問です。

吉本議員の質問では、水質調査どこでしますかということに対して、駐車場の近くでやりますということが言われていたかと思います。ゴムチップが水質に影響することはないと、芝課長答えられたのかなど。あと、亜鉛や鉛は含まれてないと。鉄やアルミニウムについては把握していない。健康には影響しない芝だと考えているということでした。農家さんにも安心してもらえる採水箇所も考えるべきだという、議員からの質問あつたところからちょっと僕メモをし忘れていました、今後の流れというのがちょっと把握できていないところでいます。

この50万円というのが、どこで採水するかというのは聞いたかと思うんですが、最終結果を我々も示してほしいというところもありますし、水質がどうだったかという、今後のこの流れといいますか、例えばちょっと問題になるものが出てきたよとか、池の管理に問題があるよとなつた場合に役場として進めていくのか、建設課なのか、財産区ですかね、いろいろあると思うんですが、どのように水の管理、水の流れは変えませ

んので、水質検査がどういう流れになっていくのかというのをちょっと細かく教えていただきたいなと思います。お願ひします。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

ご質疑にお答えいたします。

水質検査委託料については、基本的にスポーツセンターのほうの野球場並びに球技場付近のほうで取るという考え方でございまして、特に池のほうについては予定はしていないというのは、水質検査事業所に、この議会の一般質問の通告以降、私どものこの水質検査の場所の在り方についても確認をしましたところ、スポーツセンターの人工芝が住民に健康被害を与えるかどうかを確認したいのであれば、池よりも人工芝の近くで水質検査を実施するほうが望ましいという知見もいただいたところでありますので、したがいまして、この本予算案について議決をいただいた暁には、速やかに契約をして、水質検査のほうを実施してまいりたいと、このように考えているところでございます。スポーツセンターの担当者としては今現在このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

正垣君。

○6番（正垣耕平）

よく分かりました。水質検査を委託する業者さんには、人体に影響するようなものがあるのかを調べたい場合は近いところで、より近いところで採水をしたほうがいいということを言われたということでのまず採水やと思うんですけども、そこでの結果、いかんに関わっては池でもするとか、流れていく先でも考えていかないといけない。

水質のこと、結構専門でやってきましたんで、水って滞留して、沈殿してというのがありますんで、溜まる場所というのは、確かに吉本議員言われたとおりかなと思っているところなんです。そのあたりいかがでしょうか。次の流れについてお聞きしたいんです。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

この間、芝課長のほうからも、吉本議員のほうにも答弁させていただいたんですけども、今現在、新川を守る会というところがございまして、新川を守る会のところで、

今全部、新川は今の飛曾川池、それと、一番奥の荒堀池とか、全部池の中の流れている支流になるんですけども、その支流で年4回水質検査を現在やってますんで、年に4回の水質検査においても何ら水質に異常がないということありますんで、もしその今の特定P F A Sの部分でいろんな問題点が出れば、その部分についてはまた水質検査、池だけじゃなしに、最終の河川のところの検査も必要になってこようとかと思いますので、その点は検査結果がどのように出るかという判断をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長（松井孝恵）

正垣君。

○6番（正垣耕平）

よく分かりました。

最後に1点だけ、その検査結果というのを示していただけるかどうかお聞きしたいところです。確認させてください。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

検査結果については示させていただきたいと思います。

○議長（松井孝恵）

ほかに歳出について質疑ございますか。

9番、吉本和弘君。

○9番（吉本和広）

この間の一般質問でもさせていただいたんですけども、この水質検査について、あのときも言いましたけれども、10月から半年間、チップが流れ出すように放置してきたわけじゃないですか。それは、課と町長の判断であそへ張るということをしたためにそういうことが起こった、町の責任だと思うんですね、あのとき言ったように。

ですから、それ以降に、あの川が黒くなつておるわけですから。やっぱりそれまでは黒くはなかったということを言われているので、その以降に起こったことなんだから、それは違いますよということを町はデータによって示さなくちゃいけないんじゃないですか。今までどおりなんだったら、それは町の責任ではないと思いますけれども。あれ以降にそういうことが起こっているわけですから。やっぱり町として誠意を示して、この50万円の水質検査の補正予算出しているわけですから、ちゃんと検査して、この間、芝課長が言ったようにチップは沈むわけですから、底に沈んで溜まっている可能性があるわけですから、きちんと安全だということを、町はこういうことをやってしまつ

たわけですから、責任が、町長あるんじゃないですか。だからこの予算でやるべきじゃないですか。

○議長（松井孝恵）

答弁をお願いします。

町長。

○町長（奥田 誠）

吉本議員の質疑にお答えします。

今、吉本議員が言われますように、池の水が黒くなったと言われますけれども、私自身も飛曾川池へ行って、きちんと目視して見てきました。水質の色は以前から一つも変わっておりません。樋門のところを見れば、樋門の斜めの鉄のところが、底の手前まで見えるぐらいで透き通っています。それを見た後、先ほど言った荒堀池へも行ってきました。荒堀池の樋門の手前のところも見てきましたけれども、飛曾川池と同じ水質だったと思います。

その部分は夏の7月の中頃、8月手前かな、に見に行ったんで、何らそういう水質が悪くないというところ、黒くないというところを確認しておりますんで、今の現状では、先ほど正垣議員にもお答えしましたように、飛曾川池、荒堀池、その下流で水質検査をしておりますので、現在のところ、水質検査に異常がないという判断をしていますので、池をする必要はないと私は思っておりますので、今回は、特定P F A Sの部分だけやるという形でいきたいと思いますのでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

今の話を聞いていると、町民は黒くなったと言っているけれども、町長は前と変わらないという見識だということで、町民の言っていることは、前は黒い色ではなかったが今は黒いままだという、この主張は事実ではないということを今言われたわけですね。そういうことでよろしいですか。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

そういうことあります。

実際、私自身もスマホで写真を撮ってきておりますんで、もし後で見たければ、その飛曾川池の樋門のところの写真も見せます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

ほかに、歳出について質疑はございませんか。

5番、山本哲也君。

○5番（山本哲也）

95ページの西牟婁郡町村会負担金、白浜町が脱退したことにより不足する負担金ですが、この用途は事務局職員の人事費でしょうか、県外視察費も含まれていますか、お答えください。

○議長（松井孝恵）

総務課長、十河貴子君。

○総務課長（十河貴子）

ご質疑にお答えいたします。

県外の視察費も含まれております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

よろしいですか。

山本君。

○5番（山本哲也）

含まれているのであれば賛成できません。視察の成果が町政に反映された事例が乏しい状況だからです。

6月定例会の一般質問の際、松井議長に対する答弁で、昨年度、首長同士のつながりからなされたことはございませんと言われています。白浜町が脱退したこと、現在は2町のみの構成となり、郡町村会と称する実態を欠いております。このような状況において、従来どおり視察経費までを含めて負担することは、町民理解を得難いと考えます。よって、人事費など必要最小限の経費については認めるものの、実効性に乏しい視察経費については削除するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

視察経費につきましても、昨年度もDXの関係で視察をしてきた中で、各課の職員もそれを参考にしながら、よい勉強をしてきたと私は判断しておりますので、この事業は必要であると思いますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

では、令和6月定例会の一般質問の際、つながりからなされたことはございませんと言われているのは、どういうことなんでしょうか。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

その部分については、以前は白浜町も入っていましたが、その前のときの視察研修には、白浜町の町長は同席をしておりませんでしたので、それがないというふうに判断しており答弁しました。

以上です。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございませんか。

それでは次に、歳入について質疑を行います。

88ページから93ページで質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

（「議長、動議」と山本哲也議員呼ぶ）

ただいま山本議員から動議が出ました。

お聞きします。

何についての動議でございますか。

○5番（山本哲也）

議題となっている令和7年度上富田町一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議を案を添えて提出します。発議者は私1名です。

○議長（松井孝恵）

暫時休憩いたします。

---

休憩 午前 9時39分

---

再開 午前 9時51分

---

○議長（松井孝恵）

再開いたします。

10事20分まで休憩いたします。

---

休憩 午前 9時51分

---

再開 午前10時32分

---

○議長（松井孝恵）

再開します。

山本哲也議員から提出されました動議は、所定の要件を満たしていますので、成立了しました。

山本議員から議案第69号、令和7年度上富田町一般会計補正予算（第3号）に対する修正案が提出されましたので、原案と併せて審議をいたします。

お手元に配付しました議案第69号、令和7年度上富田町一般会計補正予算（第3号）に対する修正案について、提出者の説明を求めます。

5番、山本哲也君。

○5番（山本哲也）

令和7年9月11日、上富田町議会議長松井孝恵様。

上富田町議会議員山本哲也。

議案第69号、令和7年度上富田町一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

理由。

本補正予算案に計上された西牟婁郡町村会負担金については、視察経費の削除を行う修正を加える必要があると考えます。

西牟婁郡町村会は、当初3町で構成され、広域的な課題解決を目的とし設置されました。実際には県職員OBによる事務局運営に依存し、議題も乏しく、視察の成果が町政に反映された事例も乏しい状況です。

さらに、白浜町が現状を問題視し脱退したこと、現在は2町のみの構成となり、郡町村会と称する実態を欠いております。このような状況において、従来どおり視察経費までを含めて負担することは、町民理解を得難いと考えます。

よって、人件費など必要最小限の経費については認めるものの、実効性に乏しい視察

経費については削除し、補正予算を修正するものであります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（松井孝恵）

それでは、これより修正案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

7番、家根谷美智子君。

○7番（家根谷美智子）

今、これ出されたんですけれども、ここにある「議題も乏しく、視察の成果が町政に反映された事例も乏しい状況」ってあるんですけれども、これ私たちちはちょっと分からないんですけども、もうちょっと詳しく教えていただくことができますでしょうか。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

家根谷議員の質疑にお答えいたします。

成果が乏しいと言った根拠につきましては、先ほども申しましたとおり、松井議長の質問の際に、首長同士からのつながりからなされたことはありませんと答えていたことが理由になります。

以上です。

○議長（松井孝恵）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

そしたら、町長答弁のみの判断ということになりますでしょうか。ほかからもこういった問題を抱えているよというところのお話を聞いたということでしょうか、どうでしょうか。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

町長答弁といいますか、前回は十河課長からの答弁であったと思いますので、それが根拠です。

○議長（松井孝恵）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

いいです。大丈夫です。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございませんか。

12番、大石哲雄君。

○12番（大石哲雄）

家根谷議員の質問に被ると思うんですが、ここに下から2行目に、実効性に乏しい視察経費、視察ということありますが、具体的にどういう検証が行われて、これ全く実効性が乏しいということを具体的に言っていただかないと、ちょっと僕ら、判断の材料が分からないです。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

大石議員の質疑にお答えいたします。

家根谷議員と同じ質問だと思うんですけれども、私の根拠は説明しましたとおり、前回の定例会での答弁になります。それで判断をしていただければと思います。

以上です。

○議長（松井孝恵）

大石君。

○12番（大石哲雄）

誠に記憶が悪いんでお聞きするんですが、前回の定例会の山本議員の発言というものをもう一度、お聞きしたいと思います。松井議員の質問に答えた、それについての山本議員の考えをお聞きしたいと思います。

（「何回も、答弁内では言っているんですけども」と山本哲也議員呼ぶ）

○議長（松井孝恵）

大石君、もう一度。

○12番（大石哲雄）

誠に悪いんやけど、その根拠も分からんので、もう一度山本議員が、松井議員の発言の、それが根拠と言うんだったら、それをお聞かせくださいと言っています。

○議長（松井孝恵）

山本君。

答弁願います。

○5番（山本哲也）

何度もお答えしているんだけれども、もう一度、ではお答えいたします。

前回の6月定例会の松井議長、一般質問されたと思います。その際に、十河課長だったと答弁を私は記憶しているんですけども、首長同士のつながりからなされたことはありませんと、答弁されていました。それが根拠です。

(「暫時休憩してくれ。ちょっと分からぬ。実効性に乏しいと言ってやるんやで」と大石哲雄議員呼ぶ)

○議長（松井孝恵）

暫時休憩いたします。

---

休憩 午前10時40分

---

再開 午前10時41分

---

○議長（松井孝恵）

再開します。大石君。

○12番（大石哲雄）

この文書では、一番の原因として、実効性に乏しい視察経費を削れということ。それでは実効性に乏しい視察とはどういうことかというのを判断材料として示していただかないといふことは判断できない。だから、具体的に実効性に乏しい視察をしているではないかということを言ってもらったらそれで結構。どういうことをやって、どういうことが実効性に乏しいんだということを言ってもらえたならそれでよろしい。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

今までの町村会の視察の成果、私としては、成果は記憶にございませんし、根拠的にも、先ほど根拠は私が言ったとおりなので、もうその中で判断していただければいいと思います。

以上です。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございませんか。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

ちょっと突然のあれで分からぬんですけども、的外れな質問になるかもしれません、西牟婁町村会の目的というのが書かれていますが、規則というか目的はどのよう

な文書になっておられるのか。それが問題だと言って、白浜町長が脱退したということなんですけれども、規則がどうなっているのかということと、その規則が抜けたとしても、問題がある規則なのかというのは私にはちょっと分かりにくいんですね。その方が抜けたから必要のない会議なのか。抜けてもやっぱりやらなければならない会議なのかというのは目的によると思うんですけども、その目的はどのようになっておられますか。

山本君が設置されて、実効性に乏しいというのは、規則に対して実効性が乏しいということになると思うんですよ。だから、研修するということになっていれば、研修するのは当然だと思うんですけども、それが、研修が役に立っていないか役に立っているかって、なかなか判断できるものではないんじゃないかなと思うんですけども、その辺、大石さんが言われたところに規則が通じていくと思うんで、ちょっとその点からちょっとお聞きできたらと思った次第です。

確かに、研修に行くんだということが決められているんだったらやっぱり研修に行くだろうし、それが不適切な研修なのかどうかというのが問題視されていると思うんで。規則があって目的があって、研修に行っていると。その研修が不適切な研修なのかというのがちょっと、規則との関係で研修しないと言っているのに研修しているんだったら、問題あると思うんですけども、その規則の関係で研修はすることになっているのであれば研修に行くべきだし、その研修が全く研修としての体を成していないのなら、それで理屈はなると思うんですけども、内容はちゃんと行って研修しておられるのなら、別に問題ないと思うんで。ちょっとその辺、規則上、研修はしないことになっているのか。することになっていて、行っているのに問題があるのか、ちょっとそこだけお聞かせ願いたいんです。

#### ○議長（松井孝恵）

ただいまの吉本君の質問は、西牟婁町村会の規則に関する件であります。

このことについて、山本哲也君、答弁できますか。

山本君。

#### ○5番（山本哲也）

視察の成果については、目に見えない部分があるのも理解していますけれども、私は、成果は今のところ目に見えていないので、それは各議員の皆様、目に見えて成果があると思うのでしたら、私の議案に対して否決してもらって結構ですし、個々に判断していただければと思います。

#### ○議長（松井孝恵）

吉本君。

#### ○9番（吉本和広）

だからどういう研修に行ったことが問題なのかというのを具体的に、どういう研修へ行った、そのどこが問題なのか、ちょっと言っていただけないですか。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

どういう研修に行ったのか、僕は細かく覚えていません。その成果を僕が言っているだけで、この町村会の研修でこういった成果があったというのが、僕は知らない。その成果を言っているだけです。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

1番、井渓港斗君。

○1番（井渓港斗）

先ほど、山本議員がお答えされていたところの項目になるんですけども、議事録を見ていますと、首長同士のつながりから何かなされたことはございましたか、お答えいただいていいですかという質問に対して、首長同士のつながりからなされたことにつきましては、令和6年度ではございませんというふうなお答え方をされています。

令和6年度に関してのことだけなのと、研修視察のことは何も聞かれてないように思うんですけども、いかがですか。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

確かに議事録、答弁質問内容では令和6年度で答えられていたと思います。それ以前に関しましても、私としては成果があったとは思っておりません。視察に対する答弁ではないとも言われたんですけども、私としてはそれも含んだ答弁だと認識したので、こういった状況に上程させていただいております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

まず、原案及び修正案に対する反対意見の発言を許可いたします。

7番、家根谷美智子君。

○7番（家根谷美智子）

ただいま出されました修正案に対しての反対討論を行います。

この西牟婁郡町村会につきましては、郡内の町の連絡協調を図り、町が抱える課題解決や地方自治の振興発展に寄与する活動を行っているとお聞きしております。その調査研究に先進地視察も含まれるのなら、その負担金も支出するのは当然だと思います。

よって、この修正案を反対いたします。

○議長（松井孝恵）

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

原案に対する賛成討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

次に、修正案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

修正案に対する賛成討論の発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

次に、原案及び修正案に対する反対討論の発言を許可いたします。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

次に修正案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

討論なしと認め、これをもって討論を終了いたします。

これより日程第6、議案第69号、令和7年度上富田町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

まず、本案に対する山本議員から提出された修正案について、起立によって採決いたします。

本修正案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

山本君の修正案に賛成者は1名です。

起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立によって採決します。

原案に賛成の方は起立願います。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第7 議案第70号

○議長（松井孝恵）

日程第7 議案第70号、令和7年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）について質疑を行います。

歳入、歳出、一括で行いたいと思います。

117ページから120ページで、質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

9番、吉本和広君。

(「反対討論お願いします」の声あり)

○議長（松井孝恵）

まず、反対討論の発言を許可いたします。

○9番（吉本和広）

議案第70号、上富田町国民健康保険特別会計補正予算に対する反対討論を行います。

本補正予算案に計上された子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修業務委託料は、2026年度からの子ども・子育て支援金制度の実施により、支援金を国保税に上乗せ、徴収する制度改定によるものです。支援金徴収額は、労使折半のある被用者保険と比べて、国保税では同じ年収で多い人では2倍以上もの負担になります。今でも高い国保税や後期高齢者医療保険料に上乗せして徴収する子ども・子育て支援金は、国民負担増の実質増税と言わざるを得ません。子ども・子育て予算の拡充は、国が公費を増やすべきです。

このような子ども・子育て支援金制度に反対の立場から、子ども・子育て支援金徴収のためのシステム改修委託料が計上された補正予算案に反対します。

以上です。

○議長（松井孝恵）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

賛成討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

次に、反対討論の発言を許可いたします。

反対討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第70号、令和7年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第8 議案第71号

○議長（松井孝恵）

日程第8 議案第71号、令和7年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）について質疑を行います。

歳入、歳出、一括でお願いします。

126ページから129ページで、質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

9番、吉本和広君。

まず、反対討論の発言を許可します。

○9番（吉本和広）

議案第71号、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に対する反対討論を行います。

議案第70号と同様、子ども・子育て支援金を社会保険料に上乗せ、徴収することに反対の立場から、同支援金を後期高齢者医療保険料に上乗せ、徴収するためのシステム改修費が計上された本補正予算に反対します。

以上です。

○議長（松井孝恵）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

賛成討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

次に、反対討論の発言を許可いたします。

反対討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第71号、令和7年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第9 議案第72号

○議長（松井孝恵）

日程第9 議案第72号、令和7年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）について質疑を行います。

歳入、歳出、一括でお願いをいたします。

135ページから138ページで質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これにて討論を終了いたします。

これより議案第72号、令和7年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

---

休憩 午前 11時00分

---

再開 午前 11時00分

---

○議長（松井孝恵）

再開いたします。

---

△日程第10 請願第1号

○議長（松井孝恵）

日程第10 請願第1号、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書を政府に提出することの請願についてを議題といたします。

本件については、令和7年9月2日に総務文教常任委員会に付託しておりますので、審査の結果について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、10番、谷端清君。

○10番（谷端 清）

委員会審査報告書。

総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果について報告します。

9月議会の当委員会に付託された請願第1号、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書を政府に提出することの請願について報告いたします。

本件につきましては、去る9月2日及び8日に当委員会を開催し、請願者から提出された関係資料を基に審査を行いました。

審査の中で出された意見として、冤罪は国家による重大な人権侵害であり、その救済は国だけではなく地方公共団体にとっても重要な課題であります。

しかし、再審制度を定めた現行の刑事訴訟法には、再審請求手続の審査方法や証拠開示に関する明確な規定が存在せず、裁判官や検察官の対応によって審査の進め方や証拠開示に格差が生じ、不公平感や審査格差に生じている。

また、審査開始の決定がなされたにもかかわらず検察官が繰り返し不服申立てを行う事例があり、そのことが原因で再審公判までに長期間を要している。

これにより、冤罪被害者の迅速な救済が妨げられている現状を踏まえ、制度の是正が必要である。冤罪被害者の救済に向け、再審規定の早急な改正が必要であるとの意見が述べられました。

以上の点を踏まえ、請願の趣旨は理解できるものであると判断し採決を行った結果、採択すべきものと決した次第です。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

令和7年9月11日、総務文教常任委員長、谷端清。

上富田町議会議長、松井孝恵様。

以上です。

○議長（松井孝恵）

請願第1号、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書を政府に提出することの請願についての委員長報告は採択とするものです。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

12番、大石哲雄君。

（「これ、意見に対して聞いてもかまんねろ」と大石哲雄  
議員呼ぶ）

○議長（松井孝恵）

いや、審査対することだけです。

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

まず、反対討論の意見を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

請願第1号、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書を政府に提出することの請願に対する賛成討論を行います。

冤罪とは、罪を犯していない人が犯罪者とされ、身に覚えのない罪で処罰されることです。冤罪被害者を救済する手段が再審です。無実の人が処罰されることは絶対に許されず、冤罪被害者は速やかに救済されなければなりません。本請願の趣旨は、無実のものは無実にという願いに応えるためのものです。

現行法は、再審請求の手続や審理方法等を定めておらず、裁判長の裁量に委ねられています。これでは、裁判官によって判断が左右されます。そうではなく公正かつ適正な審理が受けられるように、恣意的な解釈の入る隙間がないように明文化する必要があります。

そして、私が最も問題だと思っているのは、検察や捜査機関による証拠を捏造したり、開示を遅らせたりすることや検察官による不服申立てであります。再審開始が決定すれば速やかに公判の手続を行い、法廷において証拠を開示し審議されるべきであって、検察官による不服申立ては10年、20年、30年と時間を費やし、裁判の長期化の原因になっています。これでは冤罪被害者は救われません。冤罪被害者を一刻も早く救済するためには刑事訴訟法における再審法の改正を強く求めるものであります。

以上の理由から、私はこの請願の提出に賛成いたします。

以上です。

○議長（松井孝恵）

次に、反対討論の発言を許可いたします。

反対討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許可いたします。

賛成討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより請願第1号刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書を政府に提出するとの請願についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、請願第1号、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書を政府に対し提出することの請願については、採択することに決しました。

暫時休憩します。

---

休憩 午前 11時08分

---

再開 午前 11時10分

---

○議長（松井孝恵）

再開します。

---

△日程第11 発委第3号

○議長（松井孝恵）

日程第11 発委第3号、刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書（案）を議題とします。

事務局長より朗読させます。

事務局長、笠松昭宏君。

○事務局長（笠松昭宏）

朗読いたします。

発委第3号、令和7年9月11日、上富田町議会議長松井孝恵様。

提出者、総務文教常任委員会委員長谷端清。

刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書（案）。

上記の意見書（案）を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

以上です。

○議長（松井孝恵）

次に、提出者総務文教常任委員長10番谷端清君から提案説明を求めます。

谷端君。

○10番（谷端 清）

刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書（案）。

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標ぼうする我が国にとってはもちろんあるが、地域住民の人権を守る義務を有する地方公共団体にとっても重要な課題である。

えん罪被害者を救済するための制度である再審について、その手続を定めた刑事訴訟法の規定（第四編再審）に、再審請求手続の審査の在り方に関する規定がほとんど定められていない。このため、事件を担当する裁判官によって審理の進め方が異なり、それによる不公平感や審理格差が生じている。

また、多くのえん罪事件で、警察や検察などの捜査機関の手元にある証拠が再審請求手続において開示されたことが、えん罪被害者を救済するための原動力となっている。

しかし、現行法には開示される明文規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示される制度的保障がなく、裁判官や検察官の対応によって大きな格差が生じている。

さらに、再審開始決定がされても、検察官が幾度も不服申立てを行う事例があり、えん罪被害者の敏速な救済を阻む原因になっている。再審無罪になった事案でもそのことが原因で再審公判までに長期間を要した事例が多数あり、検察官の不服申立てが迅速な救済を阻んでいることからも是正が必要である。

よって、国においては、えん罪被害者の早期救済を図るため、下記の事項を内容とする刑事訴訟法の再審規定の改正を早急に行うよう強く要望する。

記。

- 1、再審請求の手続規定を整備すること。
- 2、再審請求手続における証拠開示を制度化すること。
- 3、再審開始決定に対する警察官の不服申立てに制限を加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年9月11日、上富田町議会議長松井孝恵。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官。

#### ○議長（松井孝恵）

これより、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

#### ○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

#### ○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、発委第3号、刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書（案）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### ○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第12 議員派遣の件について

○議長（松井孝恵）

日程第12 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第121条の規定により、別紙配付のとおり、議員を派遣いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本件については派遣することに決しました。

---

#### △日程第13 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

○議長（松井孝恵）

日程第13 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についてを議題とします。

申出書を事務局長に朗読させます。

事務局長、笠松昭宏君。

○事務局長（笠松昭宏）

朗読いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長から会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査を要する調査事項についての申出があります。内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

総務文教常任委員会谷端清委員長より29項目、厚生建設常任委員会栗田八郎委員長より25項目、議会広報特別委員会谷端清委員長より1項目、議会運営委員会樋木正行委員長より3項目、以上となっております。

また、2の目的につきましては所管事務調査、3につきましては、方法は委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派遣承認要求書は後日提出いたします。

以上です。

○議長（松井孝恵）

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

以上をもって、本定例会の会議に付議された事件の議事は全て終了いたしました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

令和7年第3回上富田町議会定例会を閉会するに当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に提出しました報告、議案につきまして、慎重審議をしていただき、全てを承認していただきまして、誠にありがとうございます。

まず、令和6年度の一般会計特別会計の歳入歳出決算認定は、決算審査特別委員会を設置して審査していただくことになりました。家根谷委員長さん、平田副委員長さんをはじめ、各委員の皆さんにはご多忙のことと存じますが、審査していただき認定していただけるようお願いいたします。

次に、令和7年度一般会計補正予算を承認していただきましたので、民生費の物価高騰対応地方創生臨時交付金を活用し、福祉事業所等への物価高騰対策支援金交付事業や土木費の水穂住宅の払下げに係る改修工事請負等建物補償など早急に事業を実施していくことで、よろしくお願いいたします。

最後に、第4回定例会までには様々な行事が予定されていまして、9月27日には岡小学校の運動会、10月4日には朝来小学校の運動会、これにつきましては午前中の開催となります。9月25日には敬老訪問、10月4日には戦没者追悼式慰靈祭、10月12日にはスポーツの祭典、10月26日には生馬地区の防災訓練、11月2日にはかみとんだ文化のまつりが行われます。行事が多々ありますが、議員各位におかれましても、ご協力、ご参加いただけるようお願いを申し上げまして、令和7年第3回上富田町議会定例会を閉会するに当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

△閉　　会

○議長（松井孝恵）

お諮りします。

本定例会は、会議規則第7条の規定により、本日をもちまして閉会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて令和7年第3回上富田町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前11時21分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 松井 孝恵

議事録署名議員 井渕 港斗

議事録署名議員 栗田 八郎